参考資料２

公立沖縄北部医療センター整備の検討を行う会議

公立北部医療センター整備協議会

1　構成
（１）副知事（会長）
（２）北部12市町村長
（３）北部地区医師会長
（４）病院事業局長
（５）琉球大学病院長

2　役割・協議事項
北部基幹病院の基本的枠組みの詳細等について意思決定を行う場。
（１）基本構想、基本計画
（２）財政負担の割合、金額
（３）運営による剰余金の取扱い
（４）一部事務組合、財団　　等

付議

公立北部医療センター整備幹事会

1　構成
（１）県保健医療部長（幹事長）、医療企画統括監
（２）病院事業局病院事業統括監、県立北部病院院長
（３）北部12市町村副市町村長
（４）北部地区医師会副会長、北部地区医師会病院院長
（５）琉球大学病院副病院長

2　役割・協議事項（協議事項の詳細）
整備協議会の協議事項の詳細について、実務者レベルの協議を行う場。幹事会における協議の結果を、整備協議会に付す。
（１）建設場所、病床数、医療機能
（２）整備費用や運営費の負担方法
（３）収支シミュレーション、指定管理料
（４）設立手続、規約及び寄附行為の策定
（５）その他統合に向けた取組において必要と思われる事項

医療機能部会

1　構成
（１）医療企画統括監（部会長）
（２）沖縄県病院事業局医療企画監、看護企画監
県立北部病院院長、副院長、医療部長、医長
（３）北部地区医師会副会長
北部地区医師会病院副院長、医療連携統括部長、診療報酬戦略部長
（４）琉球大学病院副病院長
（５）沖縄県医師会副会長
（６）名護市市民部長

2　役割・協議事項
公立北部医療センターの医療機能に係る事項を専門的に検討する場

財団法人部会

1　構成
（１）医療企画統括監（部会長）
（２）沖縄県病院事業局病院事業企画課長
県立北部病院事務部長
（３）北部地区医師会事務局長
北部地区医師会病院事務長
（４）北部12市町村担当部局長
（５）沖縄県北部医療組合事務局長

2　役割・協議事項
公立北部医療センターを運営する財団法人の設立（設立者、出捐金額、理事及び評議員、規程等）にに係る事項を専門的に検討する場